

## 《参 考 资 料》

## 参 考 資 料 目 次

1	国土強靱化基本計画について	49
2	南海トラフ地震について	50
3	災害時における医療福祉提供体制について	52
4	福祉避難所について	53
5	学校施設の整備状況等について	54
6	災害廃棄物処理対策について	55
7	農業用ため池について	56
8	地籍調査の取組について	57
9	防災士及び消防団の現状について	58

# 1 国土強靱化基本計画について

## (1) 新たな国土強靱化基本計画の概要 (令和5年7月28日閣議決定)

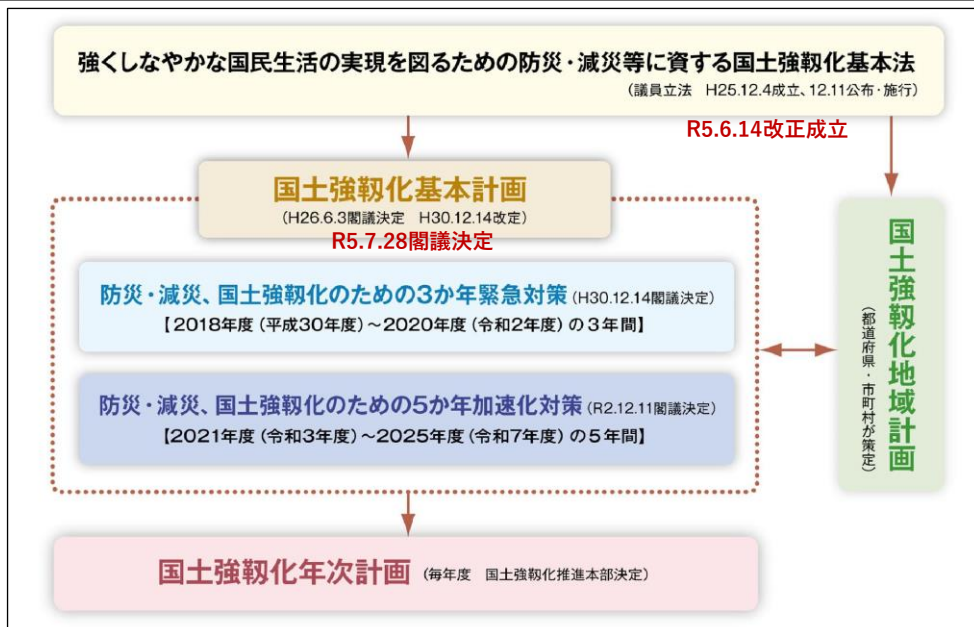


出典：「国土強靱化基本計画(令和5年7月28日閣議決定)概要」  
(内閣官房ホームページ [https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/kihon.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html))

## (2) 国土強靱化基本計画の体系

**国土強靱化基本計画**

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年ごとに見直し(令和5年7月28日閣議決定)
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映、県地域計画の策定
- ・3か年緊急対策、5か年加速化対策により強靱化を推進



## 2 南海トラフ地震について

### (1) 南海トラフ巨大地震の被害想定

国の被害想定を受けて、平成25年10月に県としての被害想定を公表

#### ① 震度分布

県内全市町村のうち、半数の13市町において震度7となるなど、**全ての市町村において、震度6以上**を想定

#### 最大震度別市町村

##### 《震度7が想定される地域：6市7町》

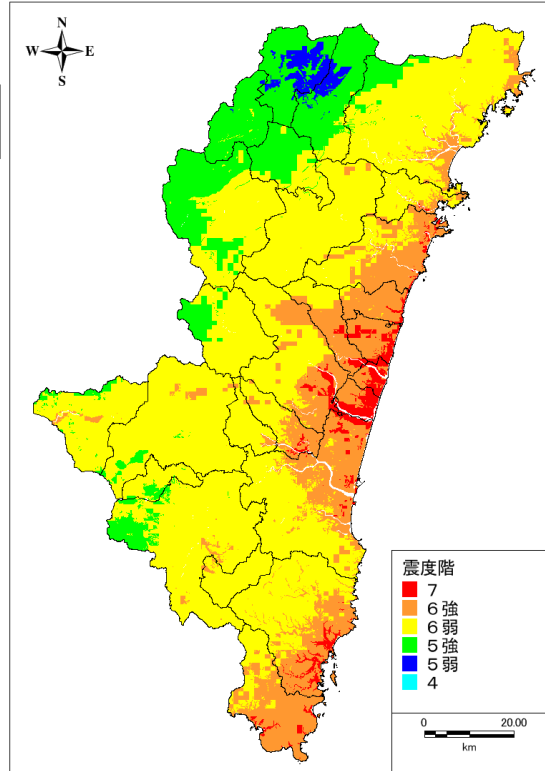
宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町

##### 《震度6強が想定される地域：3市3町1村》

都城市、小林市、えびの市、三股町、綾町、美郷町、西米良村

##### 《震度6弱が想定される地域：4町2村》

高原町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村

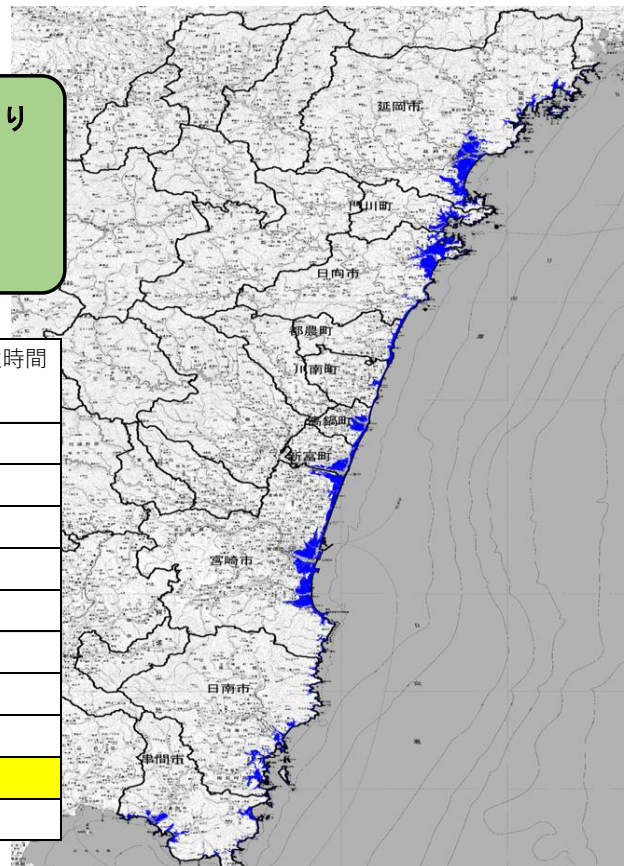


#### ② 津波浸水想定

宮崎県沿岸（延長400km）全域にわたり津波浸水の影響を受ける。

- 津波高最大値（県最大値）：17m
- 津波到達時間（県最短値）：14分

市町村名	最大津波高 (m)	浸水面積 (ha)	最短到達時間 (分)
延岡市	14	3,140	17
門川町	12	690	16
日向市	15	2,130	17
都農町	15	350	20
川南町	13	230	20
高鍋町	11	670	20
新富町	10	610	21
宮崎市	16	4,010	18
日南市	14	1,340	14
串間市	17	1,170	15



### ③ 人的被害等

建築物や人口、ライフライン等の最新データに基づき、令和2年3月に被害想定を再計算  
 → 防災・減災の取組により当初想定（平成25年10月）より被害は縮小したものの、依然として  
 甚大な被害が想定される。

南海トラフ巨大地震の被害想定見直し前後での比較

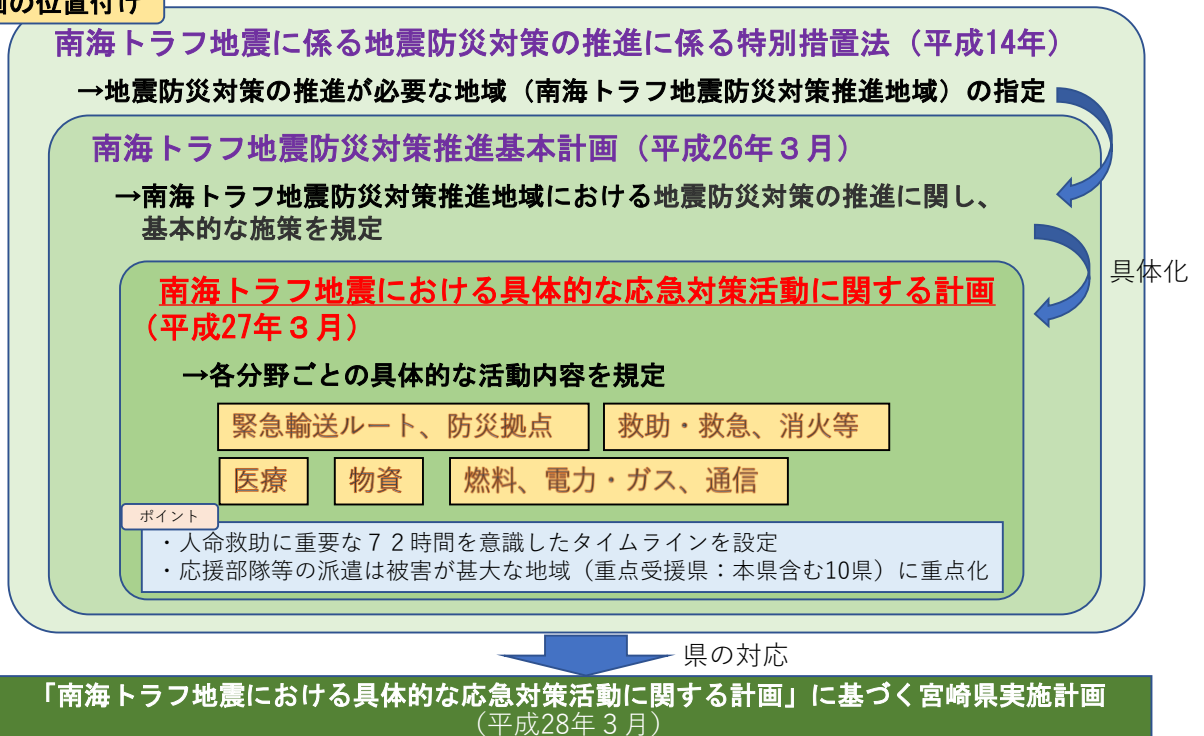
被害の種類	当初想定 (H25.10)	見直し後 (R2.3)
人的被害		
死者数	約35,000人	約15,000人
負傷者数	約27,000人	約20,000人
要救助者数	約26,000人	約24,000人
建物被害（全壊棟数）	約89,000棟	約80,000棟
避難者（1週間後）	約399,000人	約370,000人
ライフライン被害（地震発生直後）		
上水道（断水人口）	約1,058,000人	約1,034,000人
電力（停電件数）	約541,000軒	約591,000軒
通信（固定電話不通回線数）	約343,000回線	約311,000回線

## (2) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

### 概要

- ・南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動について、具体的な内容を規定したもの
- ・平成27年3月に中央防災会議幹事会において決定（令和4年6月最終改訂）

### 計画の位置付け







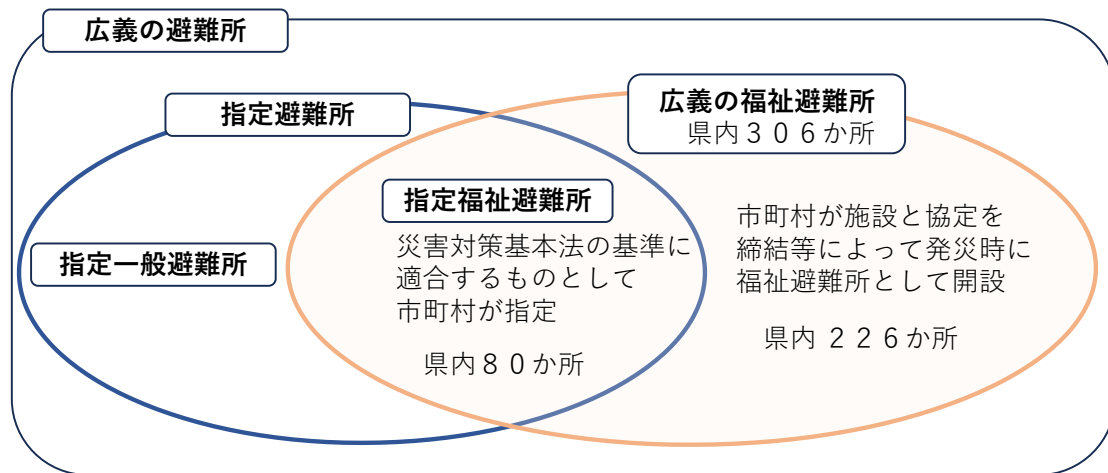
## 4 福祉避難所について

### (1) 福祉避難所

#### 指定福祉避難所とは

主として高齢者、障がい者、乳幼児などの要配慮者が滞在することを想定し、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談・助言等ができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保について、国が示す基準に適合するものとして、市町村が指定したもの。

※ 広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、市町村が協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれる。



### (2) 福祉避難所の確保状況（令和5年7月1日現在）

	指定福祉避難所数 (a)	協定等により確保した福祉避難所数 (b)	計 (a)+(b)		指定福祉避難所 (a)	協定等により確保した福祉避難所数(b)	計 (a)+(b)
宮崎市	3	117	120	新富町	3	0	3
都城市	13	54	67	西米良村	1	0	1
延岡市	15	0	15	木城町	5	0	5
日南市	0	10	10	高鍋町	2	0	2
小林市	1	11	12	川南町	6	0	6
日向市	0	8	8	都農町	2	0	2
串間市	0	7	7	門川町	0	2	2
西都市	8	0	8	諸塚村	0	1	1
えびの市	3	5	8	椎葉村	0	1	1
三股町	1	0	1	美郷町	1	0	1
高原町	10	0	10	高千穂町	0	4	4
国富町	0	4	4	日之影町	3	1	4
綾町	0	1	1	五ヶ瀬町	3	0	3
				計	80	226	306

## 5 学校施設の整備状況等について

### (1) 耐震化について

#### ① 現状

県立学校は平成25年度、公立小中学校は令和3年度に構造体の耐震化を完了した。非構造部材の耐震化については、特に屋内運動場の吊り天井の落下防止対策を講じたところであるが、今後も継続的な取組が必要である。

私立学校は、各学校の経営計画など将来の方向性を踏まえて耐震化が進められているが、早期完了を目指し、今後も取組を進めていく必要がある。

※ 非構造部材の耐震化：吊り天井の落下防止、窓ガラスの飛散防止、設備器具の転倒・落下防止など

A 構造体の耐震化の状況 (令和5年4月1日現在)

	対象棟数	耐震対策済棟数	耐震化率
公立小中学校	1,652棟	1,652棟	100.0%
県立学校	563棟	563棟	100.0%
私立学校	157棟	150棟	95.5%

B 屋内運動場の吊り天井の耐震化の状況 (令和5年4月1日現在)

	吊り天井を有する棟数	吊り天井対策済みの棟数	耐震化割合
公立小中学校	3棟	3棟	100.0%
県立学校	0棟	0棟	—
私立学校	5棟	4棟	80.0%

#### ② 今後の対策

県立学校では、非構造部材の耐震化をさらに進める。また、公立小中学校においても推進するため、市町村への情報提供や必要な助言に努める。

私立学校は、県から各学校法人に対し、耐震化の必要性について啓発を行い、さらに耐震化を進めるよう、様々な機会を捉えて働きかけを行う。

### (2) 避難所の指定及び整備について

#### ① 現状

学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には、地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、その安全性の確保と防災機能の強化は極めて重要である。

そのため、県立学校では、学校施設としての機能向上を図りながら、災害時には避難施設としても利用できるよう、管理棟や体育館などにおいて、スロープ、多目的トイレ、AED、蓄電池を備えた太陽光発電設備などの整備を行っている。

なお、災害時の帰宅困難生利用として、県立学校29校に簡易トイレ、24校に飲料水、23校に非常食の備蓄を行っている。

A 避難所の指定状況 (令和6年1月1日現在)

	学校数	避難所指定学校数
公立小中学校※	357校	299校
県立学校	50校	33校
私立高校	15校	8校
計	422校	340校

※ 公立小中学校は令和4年12月1日現在

B 避難所の整備状況 (令和6年1月1日現在)

	避難所指定校数	場所	出入口のスロープ整備	多目的トイレの整備	AED設置	太陽光発電設備の設置
県立学校	33校	管理棟	33校	28校	33校	6校
		体育館	31校	25校		
私立高校	8校	管理棟	5校	6校	8校	2校
		体育館	3校	1校		
計	41校	管理棟	38校	34校	41校	8校
		体育館	34校	26校		

#### ② 今後の対策

県立学校は、災害時の避難所としての役割を念頭に施設の整備を行うほか、空き教室や既存倉庫の備蓄倉庫としての活用を検討など、市町村の危機管理部局と連携を図っていく。



## 6 災害廃棄物処理対策について

### 本県における災害廃棄物処理対策について

災害廃棄物処理計画について

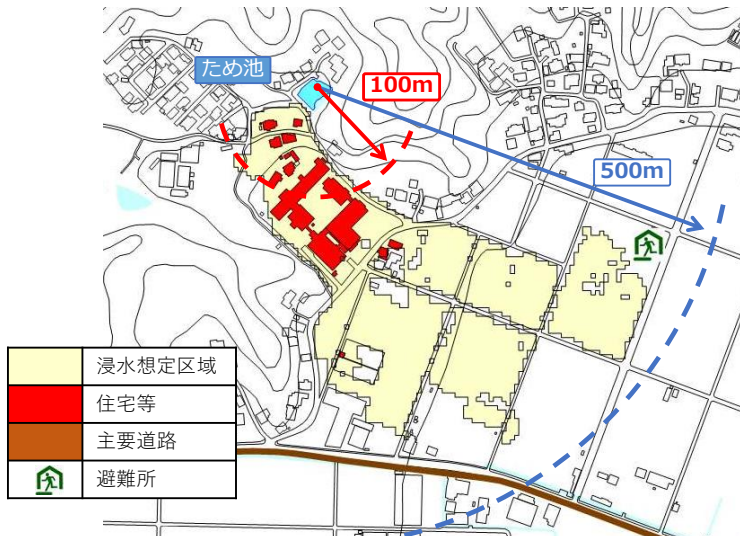


# 7 農業用ため池について

## (1) 本県における農業用ため池の現状

### 【防災重点農業用ため池の指定要件】

- ① ため池から100メートル未満の浸水想定区域に住宅等が存する。
- ② 貯水容量1,000m<sup>3</sup>以上であり、かつ500メートル未満の浸水想定区域に住宅等が存する。
- ③ 貯水容量5,000m<sup>3</sup>以上であり、かつ浸水想定区域に住宅等が存する。
- ④ そのほか、必要性が特に高いと認められるもの。

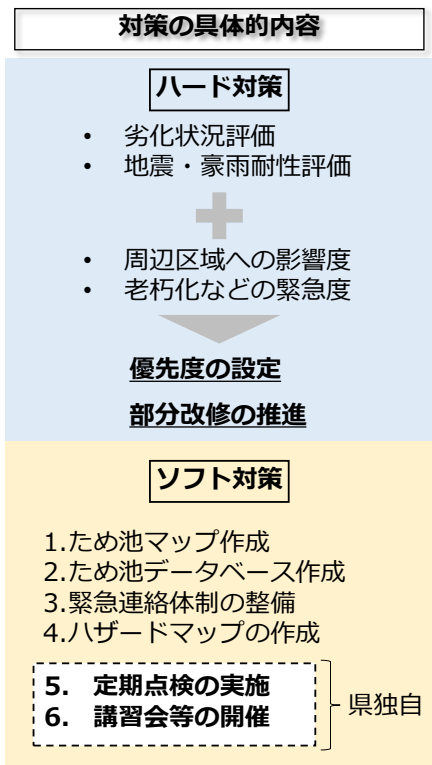
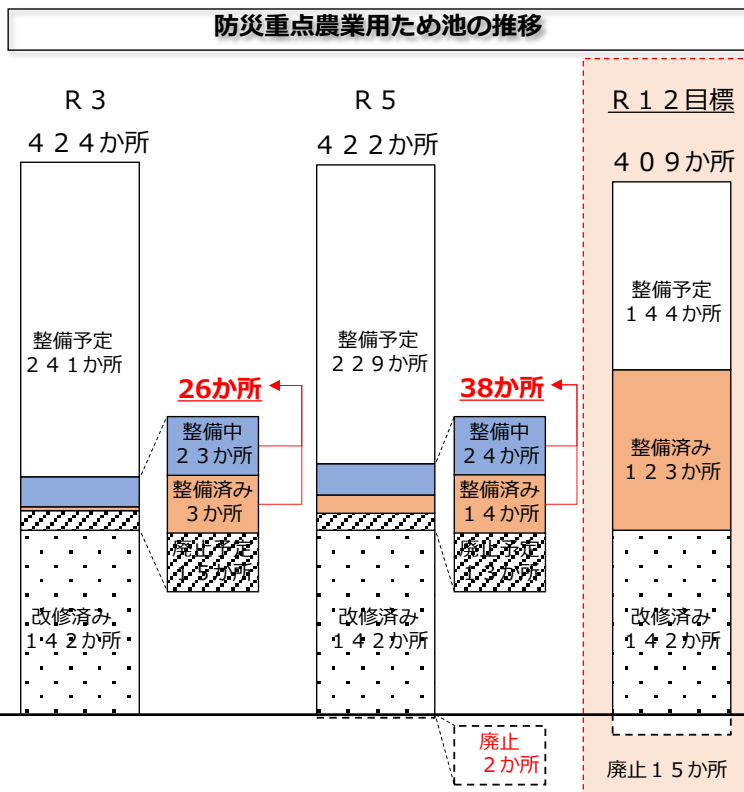


市町村別ため池数

令和5年3月現在

	農業用ため池	
	農業用ため池	防災重点農業用ため池
宮崎市	276	197
国富町	26	11
綾町	6	5
日南市	59	41
串間市	65	42
都城市	22	11
三股町	7	5
小林市	10	2
えびの市	15	2
西都市	65	40
高鍋町	8	8
新富町	14	13
木城町	6	5
川南町	12	10
都農町	4	4
延岡市	25	13
日向市	16	8
門川町	2	0
高千穂町	16	4
五ヶ瀬町	1	1
合計	655 か所	422 か所

## (2) 防災工事等の推進



## 8 地籍調査の取組について

### (1) 地籍調査の概要

- ・ 国土調査法に基づき主に市町村が実施
- ・ 一筆ごとの土地の境界や面積等を調査
- ・ 調査の成果は登記所に送付され、登記簿が修正され、登記所備付地図になる



進捗状況(令和4年度末)

県内の進捗率：73%

(全国の進捗率：52%)

#### 地籍調査の主な効果（施策との連携）

##### 東日本大震災からの復興

- 東日本大震災における防災集団移転促進事業（宮城県名取市）

約7箇月で事業を実施。  
地籍調査未実施の場合と比較して  
半年～1年（推定）の縮減効果。

##### 豪雨災害の復旧

- 令和4年台風第14号における災害復旧事業（県内被災地全域）

地籍調査実施の場合、境界確認が不要となり、復旧計画作成の期間が短縮され早期に事業着手。

##### 社会資本整備

- 東九州自動車道 ※国直轄（油津・夏井道路）

串間市の串間IC付近において地籍調査を先行して実施しており、境界確認が不要となるため、用地取得に要する期間が大幅に短縮される見込み。

### (2) 事前防災としての地籍調査の必要性

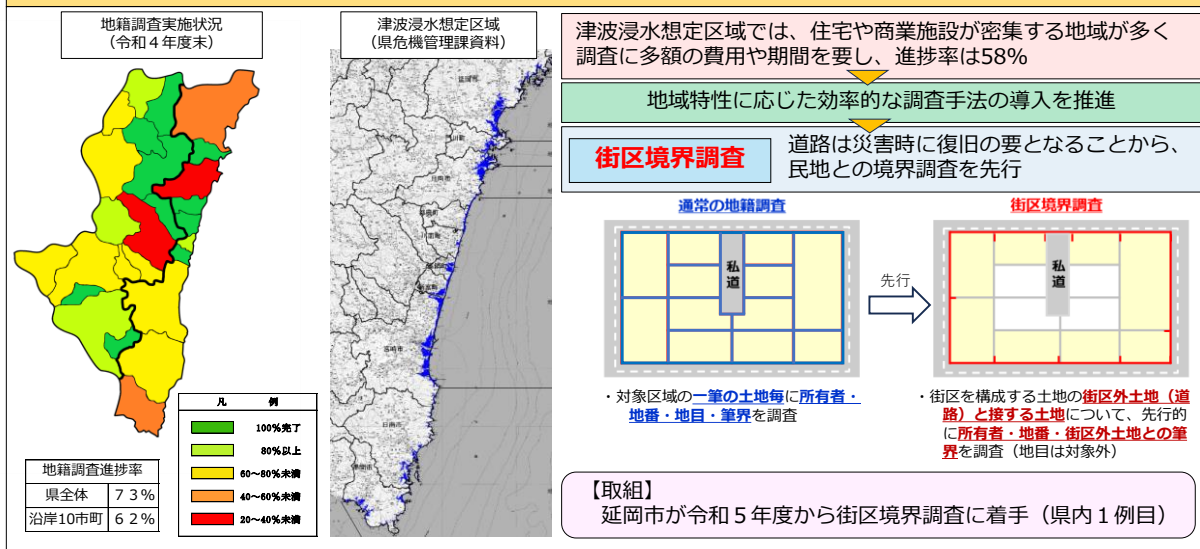
#### 大規模地震災害発生のおそれ

今後30年以内に70～80%という確率で南海トラフ地震の発生が懸念されており、甚大な被害が生じるおそれ

#### 豪雨災害の激甚化・頻発化

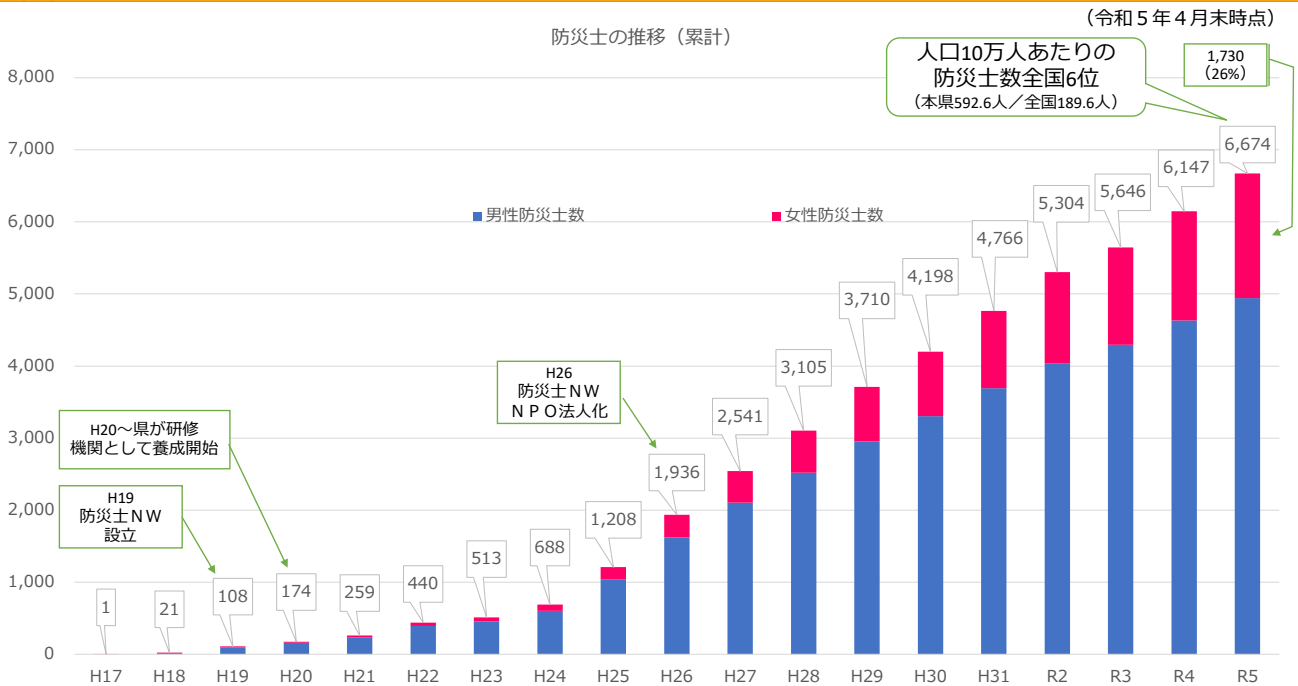
- ・ 令和4年台風第14号
- ・ 令和2年7月豪雨

#### 防災に資する施設の円滑な整備、被災後の迅速な復旧・復興に貢献する地籍調査の早期実施が必要



# 9 防災士及び消防団の現状について

## 地域防災の現状／防災士の推移



## 消防団の現状

